

大口町告示第70号

令和3年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年6月24日

大口町長 鈴木 雅 博

令和３年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱の一部を改正する要綱

令和３年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱（令和４年大口町告示第５号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和３年度」を「令和４年度」に改める。

第１条中「令和３年度」を「令和４年度」に改める。

第３条第１項第１号中「令和３年度分」の次に「又は令和４年度分」を加え、同項第２号中「令和３年１月」を「令和４年１月」に、「令和３年度」を「令和４年度」に改め、同号ア中「給付」を「支給」に、「属する者」を「属していた者」に改め、「含む世帯」の次に「（当該者が第１号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）」を加え、同号イ中「基準日」の次に「（令和４年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対する給付については、令和４年６月１日。以下同じ。）」を加え、同条に次の１項を加える。

- ３ 第１項第１号にかかわらず、令和４年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対する給付について、既に本給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は支給要件を満たさないものとする。

別記１第２号エ中「接見命令」を「接見禁止命令」に改める。

様式第１から様式第３までを次のように改める。

様式第1（第6条関係）

世帯主氏名
現住所

様

年 月 日

大口町長
(公印省略)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、令和4年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。
以下の内容を確認して、年 月 日までに、この確認書を返送してください。

支給方法
支給日
支給口座
支給額

■世帯主の方が記入して下さい。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）にレを入れてください）

☐	① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
☐	② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
☐	③ 既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。

※①から③の全てにチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。
(いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。)
※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。
※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。
住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
※上記の回答期限までに返信がない場合は、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。
※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。 【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名		確認日	年	月	日	連絡先電話番号	
-------	--	-----	---	---	---	---------	--

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合、上記口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入して下さい。（長期間入出金のない口座を記入しないでください）

☐ 上記口座に代えて（又は上記の口座欄が空欄の場合）、下記の口座への振込を希望します。

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付して下さい。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	※右詰めでお書き下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	6桁目がある場合は※欄にご記入下さい	※右詰めでご記入下さい	※通帳の表記に合わせて下さい	
	1 0 ※			

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、福祉こども課 (0587-94-1222)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認（受給）に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名			
			年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、臨時特別給付金の確認・請求受給確認・請求及び受給を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。			世帯主氏名	署名（又は記名押印） (印)

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
(表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合は、表面の下の方に記入した振込みを希望する口座の確認書類を提出して下さい)

本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合
又は 代理人が確認（受給）する場合 には提出して下さい

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）
（申請を必要とする世帯の場合）

支給市区町村（※令和4年6月1日時点の市区町村）

大口町長

様

市区町村
受付印

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者（世帯主）

（フリガナ） 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男 ・ 女	年 月 日	電話（ ）

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和4年6月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

- 令和4年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書添付して下さい。（該当する方全員） ※住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。
- 既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、支給対象となりません。令和3年12月10日時点の住所が、現住所と異なる方は、記載された住所地の市町村に支給の有無を照会して下さい。

	（フリガナ） 氏 名	申請者との続柄	性別	個人番号 生年月日	令和4年1月1日 及び 令和3年12月10日 時点の住所	異なる場合には それぞれの時点の住所を記載	住民税均等割 課税状況	
					R4.1.1時点の住所 □現住所と同一 □異なる	R3.12.10時点の住所 □現住所と同一 □異なる	令和 4年度 □課税 □非課税 □未申告	令和 3年度 □課税 □非課税 □未申告
1	(申請者)	本人						
2								
3								
4								
5								

3. 振込口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。） ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、福祉こども課（電話0587-94-1222）にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック（レ）してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（住民税非課税世帯分）（以下「給付金（住民税非課税世帯分）」という。）の支給要件（※）に該当します。

※ 給付金（住民税非課税世帯分）の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① ア 世帯の全員が、令和4年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
（注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
給付金（住民税非課税世帯分）の支給要件の該当性等を審査等するため、大口町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、大口町において支給決定をした後は、給付金（住民税非課税世帯分）の請求書として取り扱います。
大口町が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、
- ⑦ 令和4年9月30日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金（住民税非課税世帯分）が支給されないことに同意します。
給付金（住民税非課税世帯分）の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金（住民税非課税世帯分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金（住民税非課税世帯分）を返還します。

提出書類

☐ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）
（申請を必要とする世帯の場合）（本書）

※必要事項をご記入ください。

☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

☐ （「現住所と令和4年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分）
令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和4年度住民税非課税証明書』の写し（

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）
申請書（請求書）

支給市区町村（※申請時の住所地区市区町村）

大口町長

様

市区町村
受付印

2 ページ目の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者（世帯主）

（フリガナ） 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	年 月 日	電話（ ）

2. 申請者が属する世帯の状況

	（フリガナ） 氏 名	申請者との続柄	性別	個人番号	令和4年1月1日時点の住所 （現住所と異なる場合に記載）	R4.1以降 家計急変が あった者
				生年月日		
1	（申請者）	本人				
2				年 月 日		
3				年 月 日		
4				年 月 日		
5				年 月 日		

3. 振込口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。）※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分 類	口 座 番 号 （右詰めでお書きください）	口 座 名 義（カナ） ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 ・6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい		通帳番号 （右詰めでご記入下さい）	口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の 見開き左上またはキャッシュカードに記載され た記号・番号をご記入下さい。	※			

（注） 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、福祉子ども課（電話0587-94-1222）にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック（し）してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）（以下「給付金（家計急変世帯分）」という。）の支給要件（※）に該当します。

※ 給付金（家計急変世帯分）の支給対象となるには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① ア 新型コロナウイルスの影響による収入の減少がある世帯であり、世帯の全員が、令和4年度住民税非課税水準相当である。
イ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
（注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
- ② 既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
給付金（家計急変世帯分）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少したわけではないに関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
- ③ 給付金（家計急変世帯分）の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、大口町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、大口町において支給決定をした後は、給付金（家計急変世帯分）の請求書として取り扱います。
- ⑥ 大口町が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年9月30日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金（家計急変世帯分）が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金（家計急変世帯分）の支給後、申請書（請求書）の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金（家計急変世帯分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金（家計急変世帯分）を返還します。
- ⑧

提出書類

☐ 『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）（請求書）』（本書）

※必要事項をご記入ください。

☐ 『簡易な収入（所得）見込額の申立書』（別紙）

☐ 「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し（コピー）

※申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。

☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。

☐ 『申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し（コピー）』

※申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し（コピー）をご用意ください。

☐ （令和4年1月1日以降、複数回転居した方）『戸籍の附表の写し（コピー）』

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名

附 則

- 1 この要綱は、令和４年６月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の令和４年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱の規定は、施行の日以後の申請に対して適用し、この要綱の施行の日前に提出された令和３年度分の支給対象者の申請に対する支給は、なお従前の例による。